

(資料提供)

令和5年6月26日

森林管理課森林企画G

担当：小石、坂口

外線：076-225-1642（内線4821）

令和5年度石川の森整備活動CO₂吸収量認証制度に係る 森林整備活動の募集について

県では、企業や団体等による森林整備活動を推進するため、平成20年度から、県内で社会貢献活動として実施された森林整備活動により、その森林が1年間に吸収すると考えられる二酸化炭素(CO₂)の量を数値化して認証する制度を実施しており、今年度の申請を下記のとおり受け付けます。

記

1 目的・趣旨

社会貢献活動として森林整備活動を実施した際に、その活動の社会に対する貢献度を数値化して認証し、もって森づくり活動を推進することを目的とする。

2 申請資格

- (1) 石川県内の森林において、営利を目的としない森林整備活動を、申請日前の1年間以内実施した企業、団体など（以下、「企業等」という）であること。
- (2) 森林整備活動を実施する企業等は、森林所有者と森林の使用に関する協定などの文書を取り交わしていること。または、森林所有者と森林の使用に関する協定などの文書を取り交わしている企業等と、その活動のサポートに関する協定などの文書を取り交わしていること。
- (3) 対象となる森林の面積が0.3ha以上であること。

3 森林整備活動の内容

植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐

4 申請期間

令和5年7月3日（月）～令和5年11月10日（金）

5 申請方法

県ホームページより申請書をダウンロードし、必要書類を添付の上、管轄の県農林総合事務所森林部へ提出する。



県ホームページ